一宮町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰支援金交付要綱を次のように定める。

令和　4年　11月　10日

一宮町長　馬淵昌也

一宮町告示第　56　号

一宮町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、コロナ禍における原油価格及び物価の高騰に伴い、光熱水費や燃料費などに大きな影響を受けている町内の医療機関及び福祉サービスを提供する事業所（以下「医療福祉サービス事業所」という。）の経済的負担を軽減し、質の高いサービス等を継続して提供できるよう医療福祉サービス事業所に対して一宮町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、一宮町補助金等交付規則（平成７年一宮町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象事業者）

第２条　支援金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、令和４年９月末日現在において、町内で次の施設・事業所の運営又は事業（以下「交付対象事業」という。）を行うものとする。

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第

123号）第５条の規定により障害者福祉サービス（短期入所を除く。）を行う事業所又は相談支援を行う事業所

(2)　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２の２の規定により障害児通所支援（医療型児童発達支援を除く。）を行う事業所及び障害児相談支援を行う事業所又は同法第41条で規定する児童養護施設

(3)　介護保険法（平成９年法律第123号）第８条で規定する各種介護サービスの提供がされる施設

(4)　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第１項の規定により千葉県知事に届出をしている有料老人ホーム

(5)　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第１項の規定により千葉県知事に届出をしている軽費老人ホーム

(6)　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条第１項の規定により千葉県知事が登録をしているサービス付き高齢者向け住宅

(7)　次に定める医療機関等

ア　診療所　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項で規定する診療所のうち保険医療機関である診療所

イ　助産所　医療法第２条第１項で規定する助産所のうち、令和４年４月１日から同年４年９月末日までの間に保険の対象となる業務を行った実績のある助産所

ウ　薬局　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）で規定する薬局のうち保険薬局である薬局

エ　施術所　柔道整復師法（昭和45年法律第19号）又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づき、保健所に届出ている施術所のうち、令和４年４月１日から同年９月末日までの間に保険の対象となる施術を行った実績のある施術所

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象事業者としない。

(1)　町税等を滞納している者

(2)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配してい

る場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、町長が不適当であると認める者

(3) その他町長が適当でないと認める者

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、交付対象事業の区分に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第１項第１号から第６号までのいずれかに該当する医療福祉サービス事業所

ア　入所系（定員50人以上）　300,000円

イ　入所系（定員50人未満）　200,000円

ウ　その他通所系等　100,000円

(2) 前条第１項第７号に該当する医療福祉サービス事業所　100,000円

（支援金の交付申請及び請求）

第４条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和４年12月23日までに、一宮町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰支援金交付申請書兼請求書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請及び請求をしなければならない。

(1) 支援金の振込先が分かる金融機関の口座の通帳等の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第５条　町長は、前条に規定する交付申請書兼請求書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、交付の可否を決定したときは、申請者に対して一宮町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰支援金交付決定（却下）通知書（別記第２号様式）により、審査の結果を通知するものとする。

２　町長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、申請者が指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

（交付の取消し）

第６条　町長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

（不当利益の返還）

第７条　町長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対し、交付を行

った支援金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第８条　支援金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか支援金の交付事務の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年11月14日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和５年３月31日に限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第５条の規定による交付決定を受けた者については、第６条及び第７条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別記
第１号様式（第４条）

一宮町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

一宮町長　　様

住　　所
事業所等名
代表者職　氏名　　印

標記の件について、以下のとおり一宮町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金を交付されるよう申請します。

1　申請額（請求額）　　円

2　振込先

金融機関	銀行 ・ 金庫 組合 ・ 農協			本店 ・ 支店 支所
	種類	普通 ・ 当座	口座番号	
ゆうちょ銀行	普通 当座	（店番号）	（通帳番号）	
口座名義人	氏名		氏名カナ	

3　交付要件確認事項（助産所又は施術所の場合は記入願います。）
令和４年４月１日から同年９月末日までの間に保険の対象となる施術等を行った実績が　ある ・ ない

4　申請内容に関する問合せ先
担当者名　＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先（電話番号）　＿＿＿＿＿＿＿＿

5　添付書類
(1)　振込口座確認書類（口座名義及び口座番号が確認できる書類の写し）
(2)　その他町長が必要と認める書類

第２号様式（第５条）

第　　号
令和　　年　　月　　日

様

一宮町長　馬淵　昌也

一宮町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金
交付決定（却下）通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった一宮町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰高騰対策支援金については、一宮町医療福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱第５条の規定により、次のとおり交付決定（却下）をします。

１　交付決定
　交付決定額：　　円

２　却下
　理由：